令和3年2月22日制定令和3年細則第5号

(趣旨)

第1条 この細則は、大分大学教育マネジメント機構規程(令和3年規程第3号)第7条第2項の規定により、大分大学(以下「本学」という。)の学生(短期交換留学生を含む。以下同じ。)が抱える多様な問題に対して、専門的な立場から適切な支援を行うことを目的として設置する大分大学教育マネジメント機構学生支援センター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(業務)

- 第2条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) キャリア教育としての正課教育カリキュラムの改善及び充実並びにキャリア支援に関すること。
 - (2) 学生の生活及び修学の支援に関すること。
 - (3) 要支援学生の生活及び修学に関すること。
 - (4) その他学生及び要支援学生の支援に関し必要な事項

(構成)

- 第3条 センターは、次の各号に掲げる者をもって構成する。
 - (1) センター長
 - (2) センター次長
 - (3) 教育マネジメント機構の教員 1人
 - (4) その他機構長が必要と認める者
- 2 前項第3号及び第4号の構成員は、機構長が指名する。

(センター長)

- 第4条 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 2 センター長は、学長が指名する学長特命補佐をもって充てる。

(センター次長)

- 第5条 センター次長は、センター長を補佐し、センター長が欠けたとき、又は事故があるとき は、その職務を代行する。
- 2 センター次長は、本学の教員のうちから、センター長の申出により、機構長が指名する。
- 3 センター次長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 センター次長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター会議)

第6条 センターの円滑な運営を図るため、大分大学教育マネジメント機構学生支援センター会

議(以下「センター会議」という。)を置く。

2 センター会議に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 センターに関する事務は、学生支援部学生・留学生支援課において処理する。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、センターの組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この細則は、令和3年3月1日から施行する。
- 2 この細則の施行後、最初に指名されるセンター次長の任期は、第5条第3項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。